

事務連絡
令和2年7月17日

各都道府県バス協会
専務理事様

公益社団法人日本バス協会
理事長 石指 雅啓

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止される「告知要求制限」の規定が設けられ、令和2年10月1日から施行されますが、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されること等について、今般、国土交通省旅客課長より通知がありました。

各都道府県バス協会におきましては、その旨ご承知いただくとともに、申請等にあたり被保険者証の写し等を添付する場合は被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう傘下会員事業者に対し周知を図っていただくようお願ひいたします。

以上



事務連絡
令和2年7月17日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求める 것을 禁止する「告知要求制限」の規定が設けられたところ。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止される。

については、医療保険の被保険者等記号・番号等の取扱いについて、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴会においてもその旨了知されるとともに、申請等にあたり被保険者証の写し等を添付する場合は被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう傘下会員に対して周知を図られたい。

事務連絡
令和2年7月17日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

自動車局旅客課長

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求める 것을禁止する「告知要求制限」の規定が設けられたところ。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止される。

告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等や、医療保険の加入確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項は、下記のとおりとするので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局におかれでは、内容を了知されるとともに、申請手続き等の事務処理にあたり遗漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1 告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等について

告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等は、次に掲げる記号・番号等である。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）
- ・船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の2第1項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）
- ・私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加

入者等記号・番号等(保険者番号及び加入者等記号・番号)

- ・国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等(保険者番号及び組合員等記号・番号)
- ・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する「被保険者記号・番号等」(保険者番号及び被保険者記号・番号)
- ・地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等(保険者番号及び組合員等記号・番号)
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する「被保険者番号等」(保険者番号及び被保険者番号)

2 加入確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項について

1に掲げる記号・番号等については、各医療保険制度における被保険者証に記載がなされている。今後も、加入確認等のために被保険者証の提示を求めるることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意されたい。

- ・被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ・被保険者証の写しの送付を受けることにより加入確認等を行う場合には、被保険者等記号・番号等にマスキングが施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- ・被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

【参照条文】

◎ 改正法による改正後の健康保険法（抄）

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第一百九十四条の二 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものという。）であって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（※） 健康保険法のほか、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法、高齢者の医療の確保に関する法律においても同旨の条文が設けられた。